

令和2年度

全日本青少年育成アドバイザー連合会書面総会

【 資 料 編 】



全日本青少年育成アドバイザー連合会

目 次

- 1 表彰受賞者一覧・アドバイザー被認定者・・・・・・・・・・P3～4
- 2 後継者養成専門資料青少年育成アドバイザー養成通信講座の実施(案)P5
- 3 令和2年度青少年育成アドバイザー養成講習会募集要領・・P6～9
- 4 「ありがとう1日100回運動」推進趣旨書・・・・・・・・P10
- 5 子どもが伸びるチャンスを活かそう」運動の趣旨書・・P11～13
- 6 全日本青少年育成アドバイザー連合会規約及び細則・・P14～19
- 7 衆議院・参議院送付用要望書・・・・・・・・・・P20～
- 8 衆議院・参議院への青少年健全育成基本法の制定に関する要望書について
- 9 地方議員への陳情書の提出について・・・・・・・・・・P27
- 10 年健全育成基本法制定を求める意見書の提出について(陳情)・ P28
- 11 名簿・・・・・・・・・・P29～31
- 12 グッズ一覧・・・・・・・・・・P32

令和元年度表彰受賞者一覧

1 全日本青少年育成アドバイザー連合会 会長賞受賞者

都道府県	氏 名
愛知県	成瀬 眞 佐 子
兵庫県	仮屋 美 代 子
広島県	内 山 幸 光
徳島県	吉 川 英 治
香川県	星 川 叔 子

2 社団法人日本善行会 善行賞受賞者

都道府県	氏 名
兵庫県	仮屋 美 代 子
広島県	井 開 治 朗
徳島県	戸 倉 洲 満 子
岐阜県	平 田 芳 昭
鳥取県	西 浦 公 子
愛知県	吉 田 正 浩

第7期青少年育成アドバイザー認定一覧

1 被認定者（令和元年4月14日認定） 14名

都道府県	氏名	都道府県	氏名
北海道	原田 優司	島根県	石田 侑生
島根県	宮川 慶悟	兵庫県	後藤 貴久子
沖縄県	我如古 隆	秋田県	佐藤 信雄
島根県	青木 智美	栃木県	樋口 潤
広島県	長島 佐加美	岩手県	高橋 弓
岩手県	花坂 真喜子	鳥取県	山本 達哉
愛知県	坂口 朋寛	愛媛県	若洲 直也

2 被認定者（令和元年11月2日認定） 3名

愛媛県	久居 友子	滋賀県	山元 亮太
滋賀県	藤田 隆		

第8期青少年育成アドバイザー認定一覧

被認定者（令和2年4月25日認定） 23名

都道府県	氏名	都道府県	氏名
鹿児島県	福丸 英徳	兵庫県	黒谷 静佳
愛知県	河野 尚仁	愛知県	種池 伸浩
千葉県	待山 智子	愛知県	中川 恵
広島県	井手口 ヤヨイ	京都府	上田 静雄
神奈川県	志村 伸三郎	愛媛県	原 俊司
愛媛県	岡田 泰司	北海道	石上 一美
和歌山県	山中 孝一	和歌山県	藪 紗也佳
和歌山県	西井 正敏	愛知県	岩附 あずさ
岩手県	中村 節子	愛知県	小畑 香織
大阪府	西埜 隆文	香川県	七條 美里
愛知県	石井 ゆみ	東京都	伊藤 和子
東京都	相墨 輝子		

後継者養成専門資料青少年育成アドバイザー養成通信講座の実施（案）

令和2年度からの通信による入門講座概要		認定委員会・全アド連
広報・募集	募集要項作成・配布(養成講座に準じる)	
	レポート[800字/1本]指定された字数に納めてまとめることも必要	小論文1,000～1,200字2本
	『子ども若者と共に』 ①アドバイザーについて	
	②専門分野から興味関心を抱いたり、自己活動に関係する章より	
	『共に育つ喜び』 ①自己活動の現在や今後どのように展開したいか	
	テキスト2冊・修了書代金を含む通信講座受講料[5,000円]	認定料8,000円 各県入門講座2～4,000円 (テキスト代金/会負担金有)
令和2年度 前期受付	総会后 ～8月	受付先[養成講習会 事務担当]
	1. 募集→申込受付→通信入門講座の手順・代金振込先の案内文発送	
	2. 入金確認後「入門通信講座セット(テキスト2冊・原稿用紙等)」発送	総会6月
	3. レポートは郵送で提出(原稿用紙はHPからのダウンロードも可)	養成講座2月
		認定委員会4月・11月
		全アド連理事会・通信講座担当にて内容審査→修了の可否判定
修了認定		※専門的質問・問合せがあった場合は担当著者へ依頼 入門講座修了書・その他連絡案内は原則郵送
		(アド連加盟県へ連絡)

アドバイザー認定の流れ						
		(県アドの推薦)				
	A → 「入門講座」→	全アド養成講習会 2月(年1回)	A → →			
受講者	B ⇒ ⇒ ⇒		→ 補講・内規 →	小論文提出 認定申請 →	(4月・11月) 認定委員会 ↓ (再審議)	青少年育成 アドバイザー
	C 「通信入門講座」→ (レポート提出→入門修了)		B ⇒ 「通信入門講座」⇒ C → →			
《通信講座》	前期: 6～7月募集 = レポート10月末締 11月理事会で審査		後期: 11～12月募集 = レポート3月末締 4月理事会で審査		※本人の意思確認後 アド連加盟県へ連絡	

子どもが伸びるチャンスを活かそう

青少年育成アドバイザー養成講習会 【令和2年度募集要項】

- 趣 旨 今日少子高齢化、高度情報通信化、経済のグローバル化、格差の増大などが目立ち青少年においても、規範意識の低下、問題行動の多様化、社会性の未熟、親子関係の希薄化、虐待や SNS 被害の増加、ニート・引きこもりなど自立できない若者など様々な問題が生じ、新しい青少年育成が課題となっています。そこで、青少年の心身の発達過程を理解し、その健やかな成長と自立を支援するための専門的な知識や技術を学び、地域における日常的な各種青少年育成活動の中核となる指導者を養成します。
- 期 日 令和3年2月19日（金）～21日（日）【2泊3日】
〔受付：2月19日12:40～〕
- 会 場 国立オリンピック記念青少年総合センター（センター棟）
〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町 3-1
TEL03-3467-7201（代）
アクセス：小田急線 参宮橋駅（新宿より2駅）
下車 徒歩7分
ウェブページ：<http://nyc.niye.go.jp/>
※ 会場の駐車場は限られていますので
公共交通機関でお越し下さい。
- 対象者
 - ① 青少年の育成指導・教育・支援等幅広く青少年に関わる活動や仕事をしている人
 - ② 青少年指導者としての基礎知識や今日の青少年を理解する手掛かりを学びたい人
 - ③ 住んでいる地域をいきいきとさせる手掛かりや相談・助言について学びたい人
- 募集定員 70名（申込締切は令和3年1月29日（土）迄）
- 参加費 17,000円（2泊3日の研修費7,000円、食費6,000円、宿泊費4,000円）
※ 宿泊・食事は研修会場です。払込方法は申込後に別途連絡します。
特別な理由により宿泊先を別にされる方はお知らせ下さい。（参加費13,000円）
- 主 催 全日本青少年育成アドバイザー連合会
- 主 管 青少年育成アドバイザー東京会
- 協 力 全国青少年育成県民会議連合会（予定）
- 後 援 内閣府政策統括官【共生社会政策担当】（承認済）
一般社団法人全国社会教育委員連合（予定）
社団法人全国元気まち研究会（予定）



11. 研修日程と内容 予定

日(曜)	プログラム	内 容	担 当
19日 (金)	開講式 13:10~13:30	主催者・来賓挨拶 オリエンテーション	主催者 後援者
	1. 講義 13:30~15:00	青少年育成アドバイザーの活動について考えます	全日本青少年育成アドバイザー -連合会顧問 山本邦彦
	2. 講義 15:10~16:40	人間の成長・発達課程を軸に、それぞれの発達段階で、どんな関係や活動、経験が必要か学びます。	群馬大学名誉教授 萩原 元昭
	3. 講義 16:50~17:50	放課後の子どもが安全に伸びやかに過ごせる場所を創る方法を考えます。	放課後NPOアフタースクール からの講師
	4. 講義 19:00~20:30	青少年育成の課題に取り組む上での着目点や留意点はどこか。また、それらを踏まえた効果的活動のコーディネートの方法を学びます。	聖徳大学名誉教授 社団法人全国元気まち 研究会会長 福留 強
	5. 課題別研究 (課題提起) 20:40~21:40	各グループ：自己紹介で活動状況を出し合い、グループとしての課題や問題を明確にまとめてみます。	助言者：萩原 元昭 福留 強・下田 太一
20日 (土)	6. 講義 8:40~10:10	進化するSNS社会の現状を知り、青少年育成者はどのように向き合い対応すればよいか学びます。	NPO法人青少年メディア 研究協会理事長 下田 太一
	7. 講義 10:20~11:50	年代的に抱える問題傾向とその家族の心に寄り添う姿勢を学びます。	青山学院大学教授 小俣 和義
	事務連絡 12:50~13:10	事務局からの連絡案内 写真撮影	主催者
	8. 演習 13:20~15:20	心を引き出す面談や対応、カウンセリングの演習を学びます。	東北福祉大学教授 渡部 純夫
	9. 講義 15:30~17:00	青年期に見られる精神疾患の理解と向き合い方について学びます。	あさか台相談室室長 藤本 裕明
	10. 課題別研究 (解決策を討議) 17:10~19:10	⑤で明確化した問題や課題を深め解決や対策の方向性を検討します。	助言者:萩原元昭・福留強 下田 太一・藤本 裕明 小俣 和義・渡部 純夫
21日 (日)	11. 課題別研究 (解決の企画立案をまとめる) 8:30~10:30	各グループでテーマを絞り、おかれた背景や必要条件を明確にし、具体的方策を立案、討議してまとめてみます。	助言者:萩原 元昭 福留 強・下田 太一 小俣 和義・渡部 純夫
	12. 全体会 (各班の発表) 10:40~11:30	各グループで立案した方策を発表し、講師からのアドバイスを参考に明日からの活動を明確にします。	助言者：萩原 元昭 福留 強・下田 太一 小俣 和義・渡部 純夫
	閉講式 11:30~11:50	挨拶と修了証授与。	主催者

※ 講師等の都合により変更になる場合があります。

※ 20日は 19:30 から全体交流会兼夕食を行います。

1 2. 参考テキスト

青少年育成アドバイザー入門講座・通信講座でお使い頂いた“アドバイザーの入門書『子ども若者と共に』¥1,000- 『共に育つ喜び（事例集）』¥1,200-

をご持参下さいますようお願い致します。まだお持ちでない方は会場でも販売しております。

1 3. 課題選択

研修内容をより深める為に課題別に分かれ意見交換やグループワークを行います。

希望課題番号を下記より選び“申込書”に記入下さい。

記入が無い場合は、こちらで割り振りを致します。

- ① 青少年の安全な居場所づくりや不登校・引きこもり・精神疾病などの現状とその対応や向き合い方を学ぶ。
- ② インターネット時代の中での子育てと教育に関わる知識、啓発への具体策を学ぶ。
- ③ 価値観の多様化や地域連帯感の希薄化、少子高齢化の中で、青少年健全育成活動をどうデザインするかについて学ぶ。

1 4. 修了証

この講習会において①～⑫全単位の修了者には修了証を発行いたします。

この講座は既青少年育成アドバイザーのフォローアップ研修も兼ねています。

【講習会お問合わせ】

青少年育成アドバイザー養成講習会実行委員長 宇野 晃 携帯 090-6571-5955

青少年育成アドバイザー東京会事務局長 配島 裕美 電話 044-934-8014

■ 全日本青少年育成アドバイザー連合会及び青少年育成アドバイザーについて

全日本青少年育成アドバイザー連合会は、都道府県青少年育成アドバイザー会をまとめる全国組織として平成9年9月に発足、会員数約1,300名です。“子どもが伸びるチャンスを活かそう”などをスローガンとした育成課題の全国研究集会なども行っています。

青少年育成アドバイザーは、(旧)社団法人青少年育成国民会議による「青少年指導者のための通信教育」、全日本青少年育成アドバイザー連合会が主催する「養成講習会」を受講した者の中から、青少年育成活動の分野において専門的知識及び経験を有する青少年育成指導者として連合会が認めた者とします。

事務局 宮後 弘満 〒651-1304 兵庫県神戸市北区京地2丁目8-6

電話 078-952-1351

■ 青少年育成アドバイザー東京会について

昭和55年に発足し、現在会員数は20名で、地域の育成団体や育成者とのネットワークづくりや資質向上の勉強会、地域の「隣のおじさんおばさん運動」として子どもの見守り、青少年の自立支援や子育て支援活動とともに悩み相談に対する助言などを行っています。

会長 山本 又三 〒134-0003 東京都江戸川区春江町5丁目17-137

令和2年度青少年育成アドバイザー養成講習会申込書

【申込方法】下記の事項の記入要領で、FAXでお申込み下さい。

FAX先 044-933-8568 配島 裕美 宛
(令和3年1月30日(土)までにお申込み下さい。)

(ふりがな) 氏 名		性別 男・女	生年月日 昭和・平成 年 月 日
住 所	〒		
所 属 (団体・職場)		電話番号 (携帯)	
Eメールアドレス		FAX	
課題選択 宿泊手配 備 考	希望課題選択 (P.3 12参照) 1.居場所造り 2.インターネット 3.地域と青少年	宿泊先の手配 (○をして下さい) 1.主催者手配希望 2.自分で手配する 理由：	備考 1.新規受講者 2.県アドバイザー 入門コース修了 3.フォローアップ研修

- ※ ご記入頂いた個人情報は本講習会の運営及び認定に関する事以外では使用致しません。
- ※ 生年月日の記入は養成講習会参加者全員に保険をかけますのでご記入をお願いします。
- ※ 申込書が不足する場合はコピー 又は アド連HPからダウンロードして下さい。

【この講習会は国立青少年教育振興機構の助成を受けています】



「ありがとう一日 100 回運動」推進趣意書

私たち全日本青少年育成アドバイザー連合会は、次代を担う青少年の育成は大人の責任であり、国家・社会の使命であるとの考えから「大人が変わればこどもも変わる」を合言葉に「地域のこどもは地域で育てる」運動を続けてきました。

そんな中で、大人の生活を省みて、気がつきました。私たちは一日に心からの「ありがとう」を何回言っているのでしょうか？

サービス業の方をはじめ、職業的に言っている場合を除き、日常生活の中で、心からの感謝の言葉を、どのくらい使っているのでしょうか。

個人が尊重される民主主義と豊かな経済社会の中で、いつしか自分中心の生活が身に浸み込んで、自分の思うようにならないと、不平不満を言ってしまうのではないのでしょうか。

自己主張をするあまりに、自分が悪いのではなく、相手や社会が悪いと思っているのではないのでしょうか。あまりにも自分勝手に生きているのではないのでしょうか。

人間は一人で生きているのでは無く、家族は勿論のこと、職場や地域社会の人々がいないと生きていけないのに、いつしかこのことを忘れ去ってしまっているように思います。

そればかりか、大自然の恵みを受けて私たちの命が生れ、保たれていることさえ忘れてしまい、これらへの感謝の心も無くして、破壊しているのではないのでしょうか。

私たちは、現代社会にある様々な不幸の根源は、感謝の心を失ってしまったことにあるのではないかと考えています。

家族や友達、さらに自分を育て、教え導いてくれる周囲の人たちを敬愛し、天・地・人の恵に感謝し、日常生活の中で、心から「ありがとう」と感謝の言葉が溢れるようになれば、心身ともに健全な青少年の育成が図られ、全ての人が明るく幸福に暮らせる社会が実現すると確信しています。

そのため、先ず私たち大人が、心からの「ありがとう」を言える自分になるため「ありがとう一日 100 回運動」を提唱し推進する決意をいたしました。

一日に 100 回、心からの「ありがとう」が言える自分になれば、何と幸せでしょう。

この趣旨に賛同いただき、私たちと一緒にこの運動を推進いただくことを願い、「ありがとう一日 100 回運動」を提唱します。

全日本青少年育成アドバイザー連合会

「子どもが伸びるチャンスを活かそう」運動の趣意書

(この運動を提唱するに至った経過)

私達はかねてから、健全な青少年を育成しようと「伸びよう 伸ばそう 青少年」をスローガンに、子どもの成長に家庭が重要な役割を担っていることから「家庭の日」を設定してその啓発に取り組んできました。また、地域の子どもは地域で育てようと、大人が自ら姿勢を正すための「大人が変われば 子どもも変わる運動」や子ども達に関心を強く持って、挨拶・声掛けを中心にした「地域のおじさん・おばさん運動」を推進してきました。しかし、長年これらの運動を続けるうちに新鮮さを欠き、マンネリ化してきたために、県民運動発足50周年を迎えるにあたり、運動の経過を振り返り、反省をしながら見直しを行い、これらの運動を土台にした、新しい運動を展開する必要があるとの考えに至りました。

その結果、従来の運動は、大人が中心であったため、子どもが本来持っている「自ら伸びようとする力」を信頼し、それを引き出すサポートを大人（親や保護者ほか）がする、という子供を中心に据えた発想が大切である、との視点に欠けていることに気が付きました。

そのため、「家庭の日」や「地域での活動」を土台にしながら、子どもの成長発達に応じて、子どもが本来持っている「伸びようとする力」を引き出すため、「チャンスを活かす」運動を、新しく県民運動として提唱・推進することが望ましいと考えました。

(趣旨の説明)

子どもは、生まれながらに、自ら健やかに成長しようとする、「伸びる力」を持っています。誕生した時から、日々自ら生きようとする力を発揮しながら成長していますが、その成長のタイミング毎に発達課題があります。その課題を乗り越える為には、その成長の時期・タイミングに合った、親や保護者、周囲の大人の理解と適切な手助け（支援）が必要となります。つまり「子どもが伸びるチャンスを活かす」ことです。

正に「啐啄同時」（そったくどうじ）が重要です。（「啐」は鶏の卵がかえる時、殻の中で雛がつつく音。「啄」は母鶏が、殻を外からつつき破ること。この双方が同時にタイミングよく行われて、雛が誕生すること。）

ちなみに、乳児期には「基礎的信頼感」を身に付けることが課題を云われ、乳児が「安心」した状況のなかで育つことが最も大切とされています。幼児期には「自立感」を身に付ける事が重要とされており、この自立感は基礎的信頼感の上に培われていくものとされています。乳児期に不安感を持って成長していくと、幼児期に自立感を獲得することは難しくなると云われます。このように、児童期・少年期・青年期にも発達課題があり、その都度、適切に乗り越えていくことが大切です

この、自ら伸びようとする成長のタイミングが、「伸びるチャンス」であり、このチャンスを活かして、発達課題を円滑に乗り越えるために、親や保護者、周囲の大人が適切に関

わり合って、子ども達の健やかな成長を手助けしていこうとするのがこの運動です。

(標語～スローガン)

社会の一員として 逞しく生きる力を 育てるために

「子どもが 伸びるチャンスを 活かそう」～家庭で、地域で、住んでる町で～
(要旨)

このスローガンは、子どもに寄り添いながら、いつも一緒に

「家庭で役割を！地域に出番を！住んでる町で輝く機会を！」

つくることをめざしています。

- ・家庭では、幼児期に「手伝い」を、少年期・青年期には「役割」をもとう（もたせよう）
- ・地域では、季節行事・民俗行事に参画する機会を増やし、地域の大人とのふれあう機会を増やそう・・・青少年の育成を中心に据えた地域づくりを提唱しよう・・・
- ・まちでは、子ども達が輝く機会～ある意味で注目され、感動する機会をつくろう～こどもまつり・こども議会・町の行事に参加など・・・青少年の育成を中心に据えた町づくりを提唱しよう・・・

(具体的な内容)

1) 家庭の中で～家族の一員としての自覚を高めるために

・・・進んで自分の役割を持とう・・・

① 手伝い運動～幼児期には子どもと一緒に作業をし、成長につれて子供に家族の一員としての役割を持たせよう

・・・子どもと一緒に〇〇しよう・・・

(例)・食事をしよう～

・掃除をしよう～玄関の掃除や履物揃え。風呂・トイレ・部屋の掃除

・炊事の手伝い～食卓に準備・食器洗い（せめて自分のものでも）・ご飯やおかず づくり・

・洗濯をしよう～

・家業の手伝い～

・外出をしよう～食事・スポーツ・ドライブ・旅行など

・自分の事は自分でしよう

② あいさつ運動～あいさつは心をつなぐ第一歩～大人も必ず（コダマで～オウム返しで）返事をしよう

・朝起きて～おはよう（おはよう）～新しい命をいただいた感謝の心で・・・

・ご飯の時～いただきます・・・食材の全てに命があります。「貴方の命を頂いて、私の命に変えさせて頂きます」（はい、どうぞ）・・・

ご馳走さま（どういたしまして）

- ・家を出る時～行ってきます。(行ってらっしゃい)～末期の眼で見送る(ヒョットしたら帰って来ないかもしれない。これが見納めかもしれない)
- 帰った時～ただいま(お帰りなさい～無事に帰って来た喜びを込めて)
- ・夜眠る時～おやすみなさい(おやすみなさい)～一日の無事に感謝をして
- ③「ありがとう一日100回運動」の提唱と推進(趣意書は別紙のとおり)
- ④「家庭の日」運動の見直し作業の開始～家庭の役割や生活の有り方を話しあおう

これらの取り組みにより

- ①親子の関係と絆が深まり強くなります。
- ②自分でできる力が備わり、自立心が育ちます。
- ③他人を思いやる心、優しい心が育ちます。

2) 地域の中で～地域住民の一人としての自覚を高めるために・・・

・・・住んでる地域で、進んで出番をつくろう・・・

- ①地域行事の中で 子どもの出番(役割・輝く場所)をつくろう
 - ・季節行事に～お正月、どんどさん、ひな祭り、春祭り、子どもの日、七夕まつり、夏祭り(お盆など)、運動会、秋祭り、
 - ・地域活動に～清掃活動(環境美化、廃品回収ほか)
 - ・伝統芸能、文化の伝承に～踊り・太鼓・神楽・その他
- ②あいさつ運動～あいさつは心をつなぐ第一歩～(前述のとおり)
- ③「ありがとう一日100回運動」の提唱と推進～(前述のとおり)
- ④来た時よりも美しく～後から来る人のために
 - ・公共施設を利用する時、履物を揃える・挨拶をする・そして「来た時よりも美しくして帰る・・・後から来る人の為に」

これらの取り組みにより

- ①友達と力を合わせることの大切さを体感します。
- ②自主性・自発性が育ちます。
- ②社会性・協調性が育ちます。

3) 町(社会)の中で～町(社会)の一員としての自覚を高めるために・・・

・・・住んでる町で 輝く チャンスを 増やそう・・・

- ① 町の行事の中に～・こども祭り(フェスティバル)・各種の町の行事に参加できる場所をつくろう・子ども議会
- ② あいさつ運動～あいさつは心をつなぐ第一歩～大人も必ず返事をしよう
- ③「ありがとう一日100回運動」の提唱と推進
- ④来た時よりも美しく～後から来る人のために
- ⑤交通ルールを守ろう
- ⑥環境の美化運動・エコ(省エネ)運動

全日本青少年育成アドバイザー連合会

全日本青少年育成アドバイザー連合会規約

(名称)

第1条 この会は、全日本青少年育成アドバイザー連合会（以下「本会」という）と称する。

(略称：全日本アド連)

英文名 (National Association of Youth Development Advisers)

(事務局)

第2条 本会の事務局は、事務局長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、青少年問題の重要性に鑑み、地域社会における青少年育成活動の活性化を図ると共に、会員の資質高揚、並びに後継者育成に努めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 内閣府及び各県民会議等の事業支援、並びに青少年育成関係機関・団体等との連携協業の促進。
- (2) 育成指導者研修事業の実施、並びに青少年問題に関する情報収集・調査研究。
- (3) 青少年の自立支援や子育て支援活動、並びに悩みごと相談に対する助言。
- (4) 青少年の国際交流、ボランティア活動・体験活動等の支援。
- (5) キャンペーン活動、並びにホームページ・会報等による広報活動の推進。
- (6) メディアへのニュースリリースの活用。
- (7) 後継者育成のため青少年育成アドバイザー養成講習会及び通信講習等を開催
- (8) その他、目的達成のため必要な事業等の実施。

(組織)

第5条 本会は、各都道府県アド連等の団体、及び本会の目的に賛同する個人・団体を以て組織する。

2 本会の入会及び退会は細則で定める。

3 各都道府県アド連は、次のブロックに所属する。但し、入退会は任意とする。

- (1) 東北・北海道
- (2) 関東・甲信越
- (3) 東海・北陸
- (4) 近畿
- (5) 中国・四国
- (6) 九州

(会員)

第6条 本会の会員は、正会員（1号会員・2号会員・3号会員）及び賛助会員とする。

2 1号会員は、各都道府県アド連会長または会を代表する者とする。

3 2号会員は、各都道府県アド連加入青少年育成アドバイザーとする。

4 3号会員は、各都道府県アド連未加入青少年育成アドバイザー及び全日本アド連未加

入都道府県青少年育成アドバイザーとする。

5 賛助会員は、本会の目的に賛同し支援する個人・団体とする。

(役員)

第7条本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長：1名
- (2) 副会長：若干名
- (3) 理事：若干名
- (4) 監事：2名
- (5) 事務局長：1名

(役員を選任)

第8条 本会の役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、理事会において1号会員の中から選出し、総会の承認を得る。
- (2) 副会長は、第5条第3項の各ブロックの会長を以てあてる。
- (3) 理事は、第5条第3項の各ブロックの副会長を以てあてる。
- (4) 監事は、理事以外の第1号会員から理事会において選任し、総会の承認を得る。
- (5) 事務局長は、理事会において選出し、会長が委嘱する。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、会長及び副会長、事務局長とともに理事会を構成し、会務を処理する。
- 4 監事は、業務及び財産を監査し、その結果を総会において報告する。
- 5 事務局長は、会長の命により経理及び事務局を所掌する。

(役員任期)

第10条 会長の任期は、2年とし再選は一度までとする。

- 2 副会長及び理事の任期は、当該する所属団体の規定に準ずる。
- 3 監事・事務局長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 役員は、任期終了後においても、後任者が就任するまでは、なおその任務を負う。
- 5 補欠役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会に諮り学識経験者及び会長経験者の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の会務について会長の諮問に応ずる。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会・役員会・理事会・専門委員会とし、会長が招集する。

- 2 本会に会議の議事録を備える。
- 3 議長は、会長もしくは副会長が務める。
- 4 会議の定足数は、1号会員の3分2以上の出席で成立する。但し、委任状の数は出席者と見なす。

5 やむを得ず会議に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面を提示し、代理人に表決を委任することができる。

6 議決は、第4項の出席者の過半数を以て決する。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会)

第13条 総会は、本会最高の議決機関であり、毎年1回開催する。但し、臨時に開くことができる。

2 総会は、正会員を以て構成する。

3 総会における議決権は1号会員が有するものとし、2号会員・3号会員は議案に対して意見を述べるることができる。

4 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の制定、及び改正。
- (2) 事業計画及び予算の決定並びに承認。
- (3) 事業報告、及び決算の承認。
- (4) 役員の承認。
- (5) その他、必要な事項。

(役員会)

第14条 役員会は、会長・副会長・事務局長で構成し、会務の執行に関し重要且つ急を要する事項及び理事会に付託する事項について審議する。

(理事会)

第15条 理事会は、会長・副会長・理事・事務局長で構成し、必要に応じて開く。

2 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関する事項。
- (2) 総会に付議する事項。
- (3) その他、会務の執行に関する事項。

(専門委員会)

第16条 専門委員会は、事業推進のため協議を必要とする事情が生じた場合に開く。

2 専門委員は、役員会で選出する

3 専門部会の委員長は、委員の互選とし、当該部会を掌理する。

(会費)

第17条 会費は、毎年総会終了後1ヶ月に会計に納入しなければならない。

2 正会員及び賛助会員の会費は次の通りとする。

- (1) 第1号会員5,000円
- (2) 第2号会員免除(1号会員の会費をもって充てる。)
- (3) 第3号会員3,000円
- (4) 賛助会員3,000円(1口以上)
- (5) 顧問免除

(経理)

第18条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金、その他を以てあてる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計)

第20条 本会に次の会計を置き、会計管理を行うものとする。

(1) 一般会計

(2) 特別会計

(予算・決算)

第21条 会長は、前年度会計年度終了後決算案を作成するとともに、当該年度予算案を作成し、理事会において審議の上総会の承認を得るものとする。

(会計書類)

第22条 金銭の出納については、次に掲げる書類・帳票を備え5年間保存しなければならない。

(1) 収入・支出帳簿収入・支出命令書

(2) 証拠書類(見積書・納品書・請求書・領収書)

(表彰)

第23条 本会の発展に顕著な功績があったと認められる個人を表彰することができる。表彰に関する事項は運営細則において定める。

(個人情報の取り扱い)

第24条 本会の取り扱う個人情報については以下によるものとする。

(1) 利用目的

収集した個人情報は本会の事業を推進する上で作成する名簿及び郵送物の発送・メールの送信に限り収集するものとする。

(2) 個人情報の管理

本会は、個人情報の不正利用、紛失、改ざん・漏えいすることのないように厳重に管理するとともに、個人情報を扱う者に対して管理を徹底するものとする。

(3) 第三者への提供

本会は、個人情報を本人の同意なしに第三者へ提供することは行わない。

(規約に示されない事項)

第25条 規約に示されない事項については、理事会で協議し、別途、運営細則により定める。

(規約の改廃)

第26条 本規約を改正・廃止する場合は、理事会の審議を経て総会において承認を得なければならない。

附則

本会の規約は、平成9年4月1日から施行する。

本会の規約は、平成19年6月23日から施行する。(改正)

本会の規約は、平成 20 年 6 月 21 日から元規約に戻す。(改正)
本会の規約は、平成 21 年 6 月 20 日から施行する。(一部改正)
本会の規約は、平成 23 年 6 月 11 日から施行する。(改正)
本会の規約は、平成 27 年 6 月 28 日から施行する。(一部改正)
本会の規約は、平成 30 年 6 月 24 日から施行する。(一部改正)
本会の規約は、令和元 年 6 月 23 日から施行する。(一部改正)

全日本青少年育成アドバイザー連合会 運営細則

(目的)

第 1 条 この運営細則は、全日本青少年育成アドバイザー連合会規約第 25 条に基づき必要な事項を定める。

(会長職務代行順位)(第 9 条第 2 項関係)

第 2 条 会長職務代行順位は、副会長の中から 互選で決める。

(旅費規程)

第 3 条 役員が会長の命により、出張する場合には、旅費を助成することができる。助成額は、理事会において決定する。

(休会)

第 4 条 各都道府県アド連が休会したときには、会長に届け出、理事会の承認を以て休会を認め、休会年度より会費の納入を免除する。

(滞納)

第 5 条 各会員が会費を 3 年間以上滞納した場合は、理事会の議を経て退会扱いとし、その滞納額は未収金として決済する。

(予算案について)

第 6 条 当該年度予算案について、諸般の事情により補正を必要とするときは、理事会において審議し、補正を行うことが出来るものとする。

(表彰規程)

第 7 条 規約第 23 条にかかる表彰は次によるものとする。

(1) 表彰の種類

① 会長表彰

② その他理事会において必要と認める表彰

(2) 表彰対象者 各都道府県アド連加入の青少年育成アドバイザー

(3) 表彰者数

会長表彰は、原則各都道府県 1 名とする。その他表彰は理事会において決定する。

(4) 表彰手続き

表彰推薦依頼に基づき、各都道府県アド連会長の推薦により理事会において決定する。

(5) 表彰時期

本会総会開催時に表彰

2 関係機関が行う表彰に被表彰者を推薦することができる。

(弔意規程)

第8条 本会の役員が任期中死亡した場合は、弔意を表す。

(入退会)(第5条2関係)

第9条 本会に入会しようとする者は、書面により申し出、会長の承認を受けることにより、加入できる。

2 会長は、前項の承認を使用とする場合には、必要に応じ、役員会の意見を求めることができる。

3 本会を退会しようとする者は、書面により申し出ることにより、退会する。

(運営細則の改廃)

第10条 本運営細則を改正・廃止する場合は、理事会の審議を経て承認を得なければならない。

附則

この運営細則は、平成9年4月1日から施行する。

この運営細則は、平成19年6月23日から施行する。(改正)

この運営細則は、平成20年6月21日から元規約に戻す。(改正)

この運営細則一部改正は、平成21年6月20日から施行する。(一部改正)

この運営細則一部改正は、平成23年6月11日から施行する。(改正)

この運営細則一部改正は、平成27年6月28日から施行する。(一部改正と追加)

この運営細則一部改正は、平成30年6月24日から施行する。(一部改正と追加)

この運営細則一部改正は、令和元年6月23日から施行する。(一部改正と追加)

要 望 書

要 旨

「青少年健全育成基本法」を制定し、青少年育成国民運動推進体制の確立をお願いしたい。

要望の骨子

1、「青少年健全育成基本法」を制定して、青少年育成が国民的課題であり、国の責務であることを明確にし、その上で、育成の為の「大綱」を定め、それを実現するための「基本計画」を策定すると共に、国・都道府県に「青少年対策本部」を設置して、その実施に取り組みたい。

2、行政だけで国民運動の展開は困難であることから、青少年育成に関わる団体（法人）や企業を結集して「(仮称)青少年健全育成国民協会」を組織して、官民一体となった運動を推進することとし、その拠点となる体制（人・物・金）を整備願いたい。

その母体に全国青少年育成県民会議連合会と全日本青少年育成アドバイザー連合会が入ることも配慮されたい。

3、これに付随して、現存している青少年育成都道府県民会議並びに市町村民会議もこの協会に繋がる組織にすることを考慮されたい。

令和 年 月 日

責任者 連絡先

〒480-0304 愛知県春日井市神屋町 2298-434

全日本青少年育成アドバイザー連合会 会長 峠 テル子

電話 056-888-1050 携帯 090-1989-7410



氏 名 住 所

郵便はがき

1 0 0 0 0 0 1 4

東京都千代田区永田町二一
衆議院第二議員会館
参議院議員会館

号

様



衆・参 議院議員

様

全日本青少年育成アドバイザー連合会
会 長 峠 テル子

(仮称) 青少年健全育成基本法の制定に関する要望書について (提出)

次代を担う青少年を健全に育成していくことは、我が国社会の将来の発展にとって「不可欠の礎であります。我が国においては、これまでも青少年の健全な育成のための様々な取り組みが様々な分野に於いて進められてきましたが、尚一層の努力が必要とされています。

もとより、青少年をめぐる問題は、大人社会の反映であり、この社会に生きる全ての大人がその責任を共有すべきものであります。

そして、青少年をめぐる問題は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野にわたる広範な問題であり、青少年の健全な育成に関する施策をより効果的に推進していくためには、国、地方公共団体その他の関係機関及び国民各層の協力と密接な連携の下での国民的広がりをもった一体的な取り組みが不可欠であります。

ここに、青少年の健全な育成に関する基本理念を明らかにしてその方向を示し、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に推進するため、(仮称)「青少年健全育成基本法」の制定を別紙の要望書のとおり要望いたします。

さらに少子高齢化や人口減少が急激に進展する中で、地方創生や社会保障問題等が国家的な課題となる中で、青少年が果たすべき役割はいやがうえにも大きくなっています。

今こそ、国を挙げて次代を担う青少年の育成が重要かつ不可欠な時は無いと確信し、(仮称) 青少年健全育成基本法の制定が必要と考えるものであります。

ご賛同いただき、法の制定に向けてご尽力賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

会長連絡先 〒480-0304 愛知県春日井市神屋町 2298-434

電話 0568-88-1050 携帯 090-1989-7410

Eメール toge@meikou-gifu.jp

事務局 宮後 弘満 〒651-1304 兵庫県神戸市北区京地 2-8-6

電話 078-952-1351 携帯 090-8236-0376

Eメール hiro385hiro@yahoo.co.jp

衆・参 議院議員

様

全日本青少年育成アドバイザー連合会
会 長 峠 テル子

(仮称) 青少年健全育成基本法の制定に関する要望書の提出について

次代を担う青少年を健全に育成していくことは、我が国社会の将来の発展にとって「不可欠の礎であります。我が国においては、これまでも青少年の健全な育成のための様々な取り組みが様々な分野に於いて進められてきましたが、尚一層の努力が必要とされています。

もとより、青少年をめぐる問題は、大人社会の反映であり、この社会に生きる全ての大人がその責任を共有すべきものであります。

そして、青少年をめぐる問題は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野にわたる広範な問題であり、青少年の健全な育成に関する施策をより効果的に推進していくためには、国、地方公共団体その他の関係機関及び国民各層の協力と密接な連携の下での国民的広がりをもった一体的な取り組みが不可欠であります。

とりわけ、少子高齢化や人口減少が急激に進展する中で、地方創生や超高齢化社会への対応等が国家的な課題となる中で、青少年が果たすべき役割はいやがうえにも大きくなっています。

今ほど国を挙げて次代を担う青少年の育成が重要かつ不可欠な時は無いと確信し、ここに、青少年の健全な育成に関する基本理念を明らかにしてその方向を示し、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に推進するため、(仮称)「青少年健全育成基本法」の制定を別紙の要望書のとおり要望するものであります。

ご賛同いただき、法の制定に向けてご尽力賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

会長連絡先 〒480-0304

住所 愛知県春日井市神屋 2298-434

氏名 峠 テル子 TEL:FAX 0568-88-1050

email : toge@meikou-gifu.jp

事務局長連絡先 〒6561-1304

住所 神戸市北区京地2丁目 8-6

氏名 宮 後 弘 満 TEL:FAX::078-952-1351

email : hiro385hiro@yahoo.co.jp

要 望 書

要 旨

「青少年健全育成基本法」を制定し、青少年育成国民運動推進体制の確立をお願いしたい。

要望の骨子

- 1、「青少年健全育成基本法」を制定して、青少年育成が国民的課題であり、国の責務であることを明確にし、その上で、育成の為の「大綱」を定め、それを実現するための「基本計画」を策定すると共に、国・都道府県に「青少年対策本部」を設置して、その実施に取り組まれない。
- 2、行政だけで国民運動の展開は困難であることから、青少年育成に関わる団体（法人）や企業を結集して「（仮称）青少年健全育成国民協会」を組織して、官民一体となった運動を推進することとし、その拠点となる体制（人・物・金）を整備願いたい。
その母体に全国青少年育成県民会議連合会と全日本青少年育成アドバイザー連合会が入ることも配慮されたい。
- 3、これに付随して、現存している青少年育成都道府県民会議並びに市町村民会議もこの協会に繋がる組織にすることを考慮されたい。

趣 旨

（青少年の現状）

2000年代から少子高齢化、高度情報通信化、経済のグローバル化、格差の増大など目立ち始め、青少年においても、規範意識の低下、問題行動の多様化、社会性の未熟、人間関係づくり能力の低下、親子関係の希薄化が指摘されています。

また、就職しても短期間で離職し、職場を転々とするため、その企業の原動力となる意欲・知識や技術は獲得しにくく、発展途上国の旺盛な労働意欲に押され、貧困率の増加ともあいまって、我が国の将来に不安の影を落としています。

更に、虐待や携帯ネット被害の増加、ニート・引きこもりなど自立できない若者など様々な問題が生じ、尊い命が奪われ、自ら命を絶つ青少年もあり、憂慮すべき問題が山積しており、取り組むべき課題が多くあります。

急激な青少年人口の減少や、地方活性化への早急な対応も国家的課題となっています。

（国民運動の現状）

かつて「①青少年が次代の日本を担うものとしてその誇りと責任を自覚し、その輝かしい未来を自ら開き、希望に満ちて生きるよう②親や青少年を指導する立場にある者は勿論、一般国民がその姿勢を正すとともに、青少年問題についての関心を高め、積極的に青少年の育成に努めるよう③政府及び公共団体の青少年施策の強化を求めると同時に、これに協力して十分にその成果をあげるよう」、国民運動を展開しようと決意して立ち上げた、青少年育成国民会議も、行政改革の流れに対応できず、解散を余儀なくされてしまいました。

幸いにも、府県民会議と市町村民会議は、全国組織を失った今でも、弱体化しつつありますが、運動を続けています。

しかし、このまま放置すれば、いずれ消滅してしまいます。

今一つ、国民会議が青少年育成の指導者として養成した「青少年育成アドバイザー」も養成講座ができなくなり、任意団体の全日本青少年育成アドバイザー連合会が限られた財源の中で細々と後継者養成を引継いでいるのが現状です。

（施策の現状）

現在、子ども・若者育成支援推進法で青少年問題への対策が行われていますが、国民会議が目指した、官民一体となった健全育成のための国民運動ではなく、中心的な対象者は、「支援の必要な子ども・若者で、社会生活を円滑に営む上での困難を有する者」であります。

心身ともに健全で、世界や我が国の中で逞しく生き抜く力を持った有為な青少年をどのように育成するか、といった施策や運動にはなっていません。

また、青少年問題は社会の縮図であり、大人社会の問題あるとの視点がなく、大人が姿勢を正して青少年の手本になろうという、国民運動にもなっていません。青少年の健全な成長を阻害する社会環境も益々増大しており、憂慮に耐えられません。

（要望の本旨）

これら、青少年の健全育成に関する諸問題を、国民的課題をして深刻に受け止め、次代を担う青少年の育成が、国の責務であることを明確にした、「青少年健全育成基本法」を早急に制定し、日本の青少年としての誇りと責任を持ち、逞しく生き抜く力を備えた青少年を育成する為に、強力な国民運動の推進体制の整備を切に要望するものであります。

令和 年 月 日

都道府県市町村議員

〇〇〇〇 様

〇〇青少年育成アドバイザー〇〇会

会 長 〇〇〇〇

地方議会へ「青少年健全育成基本法制定を求める意見書の提出について」（陳情）の文書提出にあたっての留意点

1、はじめに

私たちが陳情するのですから、私たちが、何を・何故陳情するのか、その必要性を先ず理解しなければなりません。

その為には、陳情書の趣旨、意見書の文面、総会資料（含む添付資料）、今までの経過（特に①私たちが全国会議員に提出した要望書の中身。②第159回国会～平成16年1月9日から6月16日まで～提出の法案内容。③青少年健全育成基本法案の概要。④できれば186回国会～平成26年6月提出の法案）などを理解しておく必要があります。

また、全日本青少年育成アドバイザー連合会ってそもそもどんな団体？というお尋ねもあるはずですから、簡単にでもその説明ができなければなりません。その上で、詳しくはHPをご覧くださいただければ有難く思います、・・として、HPのトップページのコピーをお渡しすると良い。

2、議会事務局を訪問

①できれば、事前に連絡して、②できれば議長に面談して③議長面談には、出来れば私達を良く理解してくれている議員（勿論事前に説明しておくことは大切だが）の同行があれば円滑に進む。④説明をして「要望書提出にについて」（陳情）～日付・宛名を記入していること～を提出する⑤次に、参考文書として、このような内容の意見書を提出して下されば有難く思います、との意味を込めて「・・意見書」も同時に提出する。⑥議長は、議会事務局職員に受付するよう指示して下さるとことになる。⑦その後の進め方は議会が決定するので、私たちがどうこうできない。ただし「是非・採択をお願いします」という事は強くお願いする事。

3、議会手続き

文書が受付されると、①議会に・・陳情案件として提出され②審議は担当常任委員会の付託される③担当常任委員会は、議会開会中に審議し「採択（国に意見書を提出することになる）・趣旨採択（趣旨は賛成するが、意見書の提出はしない）・不採択（陳情の趣旨・内容に反対、又は時期尚早により反対）」の3つの選択肢の中から、一つを決定して最終日の本会議に審議結果を報告する④本会議では、常任委員会の審議結果が報告され、その結果に対する審議が行われる。⑤討論があれば、討論されて起立採決となる。討論が無ければ、常任委員長報告の通り決定することに異議ありませんか？異議なし・・で議長が決定をしたことを告げる。⑥「採択」が決定すれば、「意見書」の提出について、提出に賛成の議員の発議で、要望の理由や内容を述べて、議案として提出する。⑦この議案について、賛成・反対の討論

が行われる。⑧反対の討論があっても、通常の場合は、起立採決により、可決される。⑧可決されると、衆参両院議長・内閣総理大臣ほか関係大臣に意見書が提出される。

4、留意点

2、での議会訪問の際、色々質問されることが考えられるので、私の分かる範囲で留意点を期しておきます。

①アドってどんな団体？・・・前述のとおり、・・・自分で説明してください。・・・HPも。

②なぜ2回も提案されたのに廃案になったの？その理由は？

正直、私は国会議員ではありませんので、その経過・内容は分かりません。ただ、159回国会では、提案されましたが、審議に入らないまま廃案。186回国会は「子ども・若者育成支援推進法の一部を改正する法律」として提案されておりますが、これも審議しないまま、急な国会解散により廃案、となっております。今度提案されれば3回目となりますので、提案者も最終提案の決意で慎重に検討を重ねておられます。

③提案はされるのか？

自民党の文教部会関係議員で慎重に検討がされており、その素案が、資料添付している「・・・法案の概要」です。そのため、今後どのように変わっていくか分かりません。たたき台の案と理解ください。そのため、「内容はこのようになる」というものではありませんので、アド以外には出さない方が良く、と私は言われています。「出しません」との約束もしておりますので、外部に見てもらう場合には慎重な配慮をお願いします。

提案はされますが、案が未成熟であり、党内調整が必要、その後与党（公明党）協議、その後で野党との協議となります。特に野党が乱立しており、野党の取り纏め窓口ができていない為に、政党に協議・調整となります。その為、提案時期は未定です。

提案されるまでに、私達アド連としては、国民世論を結集するための要望運動を強化する期間にしたいと考えています。

④自民党のキーパーソンは？誰が中心で、基本法を進めているの？

中曽根弘文元文部科学大臣です。総理がキーマンであることは間違いのないと思いますが、総理（総裁）までの準備のキーパーソンは中曽根先生です。（今後、必要が生じれば、他の機関～青年局・政調会・総務会・個人では幹事長など～わが会理事会で協議しながらお願いすることもあるかも・・・？）

⑤我が会としては、30年度運動方針で決定頂いたように、育成運動を進める他の関係団体への働きかけが重要と考えています。例えば、全国青少年育成県民会議連合会・・・)

5、その他。

鳥取県議会では、採択され、意見書提案の審議・討論がされました。その様子が「鳥取県公式ホームページ」に掲載されておりますので、「鳥取県HP」「県議会」と進み「7月5日本会議録画」と進んでくだされば、その様子が視聴できますので、是非アクセス下さい。

非常に参考になり、鳥取県議会でこれだけ一生懸命に議論頂き、強い共産党の反対意見にも関わらず、採択されたことが良く理解できます。

令和 年 月 日

〇〇議会議長 様

住所 〇〇 〇〇
〇〇青少年育成アドバイザー〇〇会
会 長 〇〇〇〇

青少年健全育成基本法制定を求める意見書の提出について(陳情)
このことについて、下記の通り陳情いたします。

記

陳情の趣旨

次代を担う青少年を健全に育成していくことは、我が国社会の将来の発展にとって不可欠の礎であります。我が国においては、これまでも青少年の健全な育成のための様々な取り組みが様々な分野に於いて進められてきましたが、尚一層の努力が必要とされています。

もとより、青少年をめぐる問題は、大人社会の反映であり、この社会に生きる全ての大人がその責任を共有すべきものであります。

そして、青少年をめぐる問題は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野にわたる広範な問題であり、青少年の健全な育成に関する施策をより効果的に推進していくためには、国、地方公共団体その他の関係機関及び国民各層の協力と密接な連携の下での国民的広がりをもった一体的な取り組みが不可欠であります。

ここに、青少年の健全な育成に関する基本理念を明らかにしてその方向を示し、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に推進するため、「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書の提出を陳情いたします。

さらに少子高齢化や人口減少が急激に進展する中で、地方創生や社会保障問題が地方のみならず、国家的な課題となる中で、青少年が果たすべき役割はいやがうえにも大きくなっています。

今こそ、国を挙げて次代を担う青少年の育成が重要かつ不可欠な時は無いと確信し、青少年健全育成基本法の制定が必要と考えるものであります。

ご賛同いただき、法の制定を求める意見書の提出をいただきますよう陳情するものであります。

青少年健全育成基本法制定を求める意見書

青少年が次代の日本を担うものとしての誇りと責任を自覚し、その輝かしい未来を自らひらき希望に満ちて生きることは、我が国社会の将来の発展にとって不可欠の礎であります。我が国においては、これまでも青少年の健全な育成のための様々な取り組みが様々な分野に於いて進められてきましたが、尚一層の努力が必要と考えます。

青少年をめぐる問題は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野にわたる広範な問題であり、青少年の健全な育成に関する施策をより効果的に推進していくためには、国、地方公共団体その他の関係機関及び国民各層の協力と密接な連携の下での国民的広がりをもった一体的な取り組みが不可欠であります。

ここに、青少年の健全な育成に関する基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体、保護者、国民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定める事などにより、青少年の健全な育成に関する他の法律と相まって、総合的に推進することを目的とした、「青少年健全育成基本法」の制定を求めるものであります。

少子高齢化や人口減少が急激に進展する中で、地方創生や社会保障問題が国家的な課題となっており、青少年が果たすべき役割はいやがうえにも大きくなっています。

今こそ、国を挙げて次代を担う青少年の育成が重要かつ不可欠な時は無いと確信し、一日も早い制定を要望するものであります。

年 月 日

議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣

全日本青少年育成アドバイザー連合会会員一覧

北海道・東北ブロック (4)

令和2年6月1日現在 (25都道府県加盟)

46

ブロック	都道府県	名称	役職名	住所	連絡先 電話番号	mail:	備考	会員数	
北海道・東北	北海道	北海道青少年育成アドバイザー連絡協議会	会長 磯見秀喜	〒069-1512 夕張市栗山町松風4-59	☎0123-72-1638 ☎0123-72-0205 ☎0123-72-0206	hakkodo@amber.plala.or.jp	副会長 広報委員会 法人化・組織対策委員会	10	
			副会長 石井光郎	〒063-0842 札幌市西区八軒8条西2丁目1-2	☎090-8279-9191	mishii@mbk.nifty.com	総務委員会委員長 法人化・組織対策委員会		
			事務局長 篠野由理子	〒063-0863 札幌市西区八軒3条東1丁目7-7	☎011-644-5635 ☎090-9758-9727	wakya2te@gmail.com			
	宮城県	宮城県青少年育成アドバイザー連絡協議会	会長 後藤道子	〒981-8001 仙台市泉区南光台東1丁目6-14	☎022-252-0684 ☎090-2842-4690			理事 後継者育成委員会	15
			事務局長 白石洋子	〒989-3214 仙台市青葉区みやぎ台5丁目6-2	☎080-1837-7059				
	岩手県	岩手県青少年育成アドバイザー連絡会	会長 平井ふみ子	〒020-0524 岩手県岩手郡豊石町寺の下230-38	☎0193-64-4064 ☎090-9741-3227	h-23ko@nifty.com		理事 広報委員会	21
			事務局長 瀬川義雄	〒020-0878 盛岡市肴町9-5-503	☎080-5480-0538				
	秋田県	秋田県青少年育成アドバイザー連絡協議会	会長 高橋美雅	〒019-0404 秋田県湯沢市高松字沼ノ沢68-3	☎080-1803-8139 ☎0183-79-3016 ☎0183-79-5754	mika7930016@gmail.com			
			事務局長 佐藤政博	〒010-0342 秋田県男鹿市盛本字年木75-2	☎090-6259-0769 ☎0185-25-4134	masahiro.s.0324@ezweb.ne.jp			
	関東・甲信越ブロック (5) 会長 山崎政和氏 副会長 小林勇治氏 副会長 伊東幹雄氏 事務局長 溝口泰志氏								25
	関東・甲信越	茨城県	茨城県青少年育成アドバイザーの会	会長 田山喜子	〒311-1115 水戸市大串町2241-10	☎029-269-9590 ☎090-1695-8638			事務局なし
栃木県		栃木県青少年育成アドバイザーの会	会長 小林勇治	〒329-1572 矢板市安沢1345	☎0287-48-0537 ☎090-3314-8845	yohanezion4316@hb.tp.1.jp		理事 広報委員会	
			事務局長 福田義一	〒322-0255 鹿沼市足田754-3	☎090-1118-7488				
埼玉県		埼玉県青少年育成アドバイザー会議	会長 山崎政和	〒337-0045 さいたま市見沼区新右工門新田505-1	☎048-685-7743			副会長・広報委員長 法人化・組織対策委員会	9
			理事 斉藤和子	〒350-1248 日高市四本木1-8-7	☎0429-89-1375 ☎090-5575-7054				
千葉県		千葉県青少年育成アドバイザーともしびの会	会長 伊東幹雄	〒276-0036 八千代市高津390-88	☎047-450-4647 ☎047-450-7797 ☎047-468-3045 ☎090-3200-0307			理事 総務委員会	
東京都		青少年育成アドバイザー東京会	会長 溝口泰志	〒132-0024 東京都江戸川区一之江6-9-37-707	☎090-6518-3331	ryo.kan.29-17@ezweb.ne.jp		監事 法人化・組織対策委員会	16
			事務局長 配島裕美	〒214-0032 神奈川県川崎市多摩区枳形1丁目1-19	☎044-934-8014 ☎044-933-8568 ☎080-5014-8088	hajima.yumi@yahoo.co.jp		後継者育成委員会事務担当	

北陸・中部・東海ブロック(4) 会長 峠テル子氏 副会長 堀要氏 副会長 稲積重雪氏 事務局長 宇野晃氏 147

北陸・中部・東海	富山県	富山県青少年育成アドバイザー協議会	会長 稲積重雪	〒934-0091 高岡市下牧野74-20	☎0766-84-1352 ☎090-1630-5431	ih@rbc-size@mail.bbexcite.jp	副会長 広報委員会 法人化・組織対策委員会	14
			事務局長 早坂陽子	〒930-0952 富山市町村14-12	☎076-422-0725	madamu_hayasaka@yahoo.co.jp	総務委員会事務担当	
	石川県	石川県青少年育成アドバイザー協議会	会長 宮崎禮子	〒925-0612 石川県羽咋市垣内田町口132甲	☎0767-26-0668 ☎090-4321-3811	miya620reiko@yahoo.co.jp		11
			事務局長	〒920-0334 金沢市桂町1106-4	☎076-267-4994 ☎090-4682-1779	mbgck827@yahoo.co.jp		
	愛知県	愛知県青少年育成アドバイザー連絡協議会	会長 峠テル子	〒480-0304 春日井市神屋町2298-434	☎0568-88-1050 ☎0584-62-3412 (会社) ☎090-1989-7410	toge@meikou-gifu.jp	会長	76
			事務局長 宇野晃	〒470-0333 豊田市荒井町松島340-7	☎0565-45-7586 ☎090-6581-5955	seinendan2105@hm.aitai.ne.jp	後継者育成委員長	
	岐阜県	青少年育成アドバイザー岐阜県連絡協議会	会長 堀要	〒501-0312 岐阜県瑞穂市美江寺986-2	☎058-328-3683 ☎058-328-2123 ☎090-6071-1943	khym-hori@re.commufa.jp	理事 総務委員会 法人化・組織対策委員会	46
			事務局長					

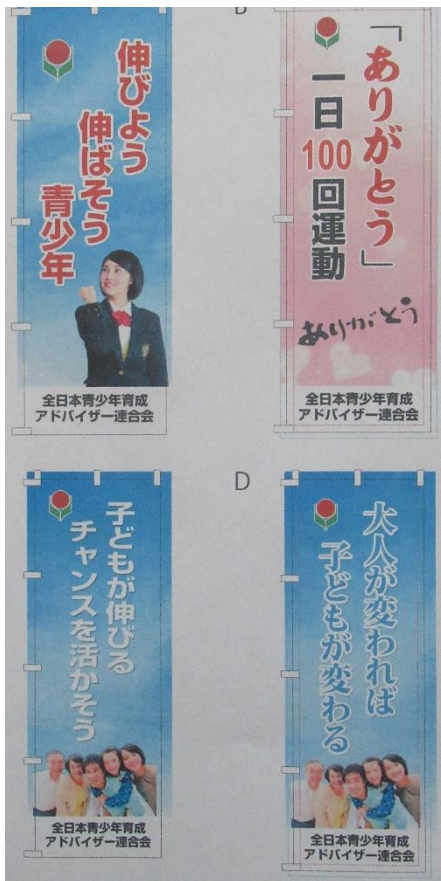
近畿ブロック(4) 会長 宮後弘満氏 副会長 前晴夫氏 副会長 吉田穂積氏 事務局長 不在 53

ブロック	都道府県	名称	役職名	住所	連絡先 ☎ 電話番号	mail :	備考	会員数	
近畿	滋賀県	青少年育成アドバイザー滋賀の会	会長 松田正己	〒521-0236 米原市間田460	☎0749-55-1616	rec_masami2@yahoo.co.jp		21	
			事務局長						
	京都府	京都府青少年育成アドバイザー協議会	会長 吉田穂積	〒611-0011 宇治市五ヶ庄西浦39	☎0774-32-2983			理事 総務委員会 法人化・組織対策委員会	10
			事務局長 田居友一	〒610-03612 京田辺市河原神谷69-4-106	☎0774-62-5167 ☎080-6207-9661	ttai0920@yahoo.co.jp			
	兵庫県	兵庫県青少年育成アドバイザー協議会	会長 宮後弘満	〒651-1304 神戸市北区京地2丁目8-6	☎078-952-1351 ☎090-8236-0376	hiro385hiro@yahoo.co.jp	副会長兼事務局長 広報事務担当 法人化・組織対策委員会	22	
			事務局長 岩永知子	〒673-0552 三木市志染町中自由が丘3-53-57	☎0794-85-6973 ☎090-1919-9078				
	和歌山県	和歌山県青少年アドバイザー会	会長 前晴夫	〒640-0345 和歌山市桑山173-9	☎073-479-2850 ☎090-9273-6308			理事 後継者育成委員会	
			広報通信員 玉置拓哉	〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2	☎073-435-5236 ☎073-435-5238	tamaki_t0001@wpvda.org			

中国・四国ブロック(9) 会長 香川勝氏 副会長 内山幸光氏 副会長 水田勝隆氏 事務局長 野郷光宏氏 132

ブロック	都道府県	名称	役職名	住所	連絡先 電話番号	mail:	備考	会員数
中国・四国	鳥取県	鳥取県青少年育成アドバイザー協議会	会長 西浦 公子	〒681-0052 鳥取県岩美郡岩美町常269-2	☎0857-72-2893 ☎	kimi-ko@aquaplala.or.jp		20
			事務局長 新川 裕二	〒681-0712 鳥取県東伯郡湯梨浜町上浅津481-9	☎0858-35-4481	yuji12@mail2.torichu.ne.jp		
	島根県	島根県青少年育成アドバイザー協議会	会長 原 史行	〒699-0501 出雲市斐川町字学頭2022-1	☎0853-72-2289 ☎090-5372-4120	fumix2153iy@docomo.ne.jp		
			事務局長 野津久美子	〒693-0005 出雲市天神町233-33				
	岡山県	岡山県青少年育成アドバイザー協議会	会長 難波 康雄	〒700-0086 岡山市北区津島西坂3丁目1-22	☎086-252-8939			
			事務局 人見孝子	〒720-1131 岡山市北区日應寺1521-3	☎086-294-5344		連絡はこちらへ	
	広島県	広島県青少年育成アドバイザー協議会	会長 内山 幸光	〒720-2111 福山市神辺町上御領1930-2	☎084-966-0731 ☎080-3870-4918	utyama@fkym.enjoy.ne.jp	理事 後継者育成委員会 法人化・組織対策委員会	42
			事務局長 井関 治朗	〒737-0072 呉市東畑1-12-37	☎0823-23-8377 ☎	ikai@muj.biglobe.ne.jp		
	山口県	山口県青少年育成アドバイザー連絡協議会	会長 於土井 豊昭	〒747-0848 防府市華城中央1丁目18-32	☎0835-21-0737 ☎090-2860-3935	t-odoi@smile.ocn.ne.jp		
	徳島県	徳島県青少年育成アドバイザーの会	会長 谷口 崇義	〒771-4266 徳島市八多町金堂126-2	☎088-645-1073 ☎090-2890-2852	umi123.sakana456@gmail.com	監事	
			事務局長 西岡 賦文	〒779-1101 阿南市羽ノ浦町中庄段上40-1	☎0884-44-5167 ☎090-3183-0091			
	香川県	香川県青少年育成アドバイザー協議会	会長 香川 勝	〒761-2407 丸亀市綾歌町富熊183-1	☎0877-86-2074 ☎0877-86-5838 ☎090-3183-0091	Kagawa@ayauta.net	副会長 広報委員会 法人化・組織対策委員会	20
			事務局長 野郷 光宏	〒761-8076 高松市多肥上町443-2	☎087-889-2648 ☎090-5274-5189	mitsuhiro.nogou@gmail.com		
	愛媛県	愛媛県青少年育成アドバイザー協議会	会長 原 俊 司	〒790-0056 松山市土居町229-4	☎089-974-8812	harasyun@gmail.com		50
事務局長 小池あゆみ			〒791-8086 松山市辰巳町1-8 サーパス三津春番館205号	☎090-9557-7594	ayu-koike@kuc.biglobe.ne.jp			
高知県	高知県青少年育成アドバイザー協議会	会長 水田 勝隆	〒786-0021 高知県高岡郡四万十町仁井田1138	☎0880-22-8226				
		事務局長 志手 順夫	〒789-1201 高知県高岡郡佐川町甲2133-7	☎0889-22-5139 ☎090-7143-6110				
								403
		3号会員	田中 千鶴子	〒990-0833 山形市春日町1-26	☎090-2366-8467 ☎023-646-5433	mizuchi_iun6362@icloud.com		
			阿部 典子	〒995-0035 山形県村山市中央1-3-6 村山市教育委員会	☎090-2975-1251 ☎0237-55-2111→331	manabi@city.murayama.lg.jp		
			望月 裕	〒400-0117 山梨県甲斐市西八幡1100-11	☎090-9143-0401 ☎055-279-4195	twd_exp2@i.softbank.jp		
			鞆木 孝夫	〒899-5656 鹿児島県始良市西始良4丁目10-8	☎090-9655-0464	unotaka28@yahoo.co.jp		
			我如古 隆	〒901-2222 沖縄県宜野湾市喜友名2-25-1	☎090-9494-7056 ☎098-892-3307			
			福丸 秀徳	〒899-5421 鹿児島県始良市東耕田1342-2	☎090-7467-7094 ☎095-65-9926			
		◎顧問・相談役						
顧問	群馬大学名誉教授	萩原 元 昭	〒338-0006 埼玉県さいたま市中央区八王子5-11-11-8	☎048-855-5171 ☎080-1339-9578	motoakihagiwa@gmail.com			
	聖徳大学名誉教授 全国生涯学習まちづくり協議会長	福 留 強	〒134-0034 東京都台東区下谷2丁目2番1-1101	☎03-5808-3652 ☎090-1504-7092	info@machi-ken.jp			
	前アド達会長	山本 邦彦	〒682-0144 鳥取県東伯郡三朝町西小鹿834-1	☎090-4807-9019 ☎0858-43-2013	k-yamamoto@non-k.net			
	長野県青少年育成アドバイザー協議会	会長 中島 伸和						

※ 個人情報につき、個人情報保護法を順守して、情報の流失防止に努めること



アド連販売グッズ一覧 購入申込は、事務局迄

